

(案)

物品売買契約書

- 1 物 件 名 青森森林管理署外 6 森林事務所油類等単価供給契約
- 2 予 定 数 量 単価表のとおり
- 3 契 約 単 価 単価表のとおり
- 4 契 約 予 定 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契 約 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
- 6 納 入 場 所 受注者店頭及び発注者指定場所
- 7 契 約 保 証 金 免除

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発 注 者 青森県青森市篠田三丁目22-16
分任支出負担行為担当官
青森森林管理署長 黒 木 尚

受 注 者

仕 様 書

1 予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、乙は異議を申し立てないものとする。

2 納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

3 請求

この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

4 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

5 契約単価の変動による変更契約

その月の第3週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3円以上変動した場合は、協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

なお、週次調査の価格とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」における青森県の調査結果とする。

単価表

青森森林管理署外 6 森林事務所

品 目	品質規格	予定数量	単価 (円)	契約予定 金額 (円)	納入場所
レギュラー ガソリン	JIS K 2202 2号	16,600 (ℓ)			受注者店頭
灯 油	JIS K 2203 1号	5,000 (ℓ)			青森森林管理 署外、各森林 事務所へ配達
計					
消 費 税					
合 計					

別紙

納入先一覧

物件名 青森森林管理署 油類単価供給契約

納入先	住所	電話	ガソリン	灯油
青森森林管理署	青森市篠田3-22-16	017-781-0131		
八甲田森林事務所	青森市新町野薄井55-5	017-738-2545		
内真部森林事務所	青森市清水浜元149	017-754-2616		
広瀬後潟森林事務所	青森市後潟大原4-2	017-754-3519		
平内森林事務所	東津軽郡平内町小湊前菟36-4	017-755-3142		
今別森林事務所	東津軽郡今別町今別西田258-2	0174-35-3591		
三厩森林事務所	東津軽郡外ヶ浜町三厩増川257	0174-37-2122		
合計				